

## 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 28 年 3 月 2 日理事会制定

大学における研究は、国民の信頼と負託によって支えられており、公的研究費<sup>(注)</sup>の不正使用は、それを起こした研究者のみならず、岡山学院大学岡山短期大学の信頼を失墜させ、国民の信頼と負託を大きく損なうものである。このことを踏まえ、学術研究の公正性を担保し、公的研究費の適正な使用を確保するため、次の通り研究を遂行する上での行動の規範を定める。

1. 教職員は、公的研究費の使用に当たっては、当該研究費の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令、通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。
2. 教職員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究者においては、適正かつ計画的・効率的な使用に努め、事務職員においては、機関管理の主体的な役割を担うものとする。
3. 研究者は、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。
4. 事務職員は、専門的能力をもって公的資金研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
5. 教職員は、相互に連携し、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
6. 教職員は、公的研究費の取扱いに関する研修会に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び諸ルールの理解に努めなければならない。
7. 教職員等は、公的研究費の使用にあたり、特定の取引業者との関係において、社会の疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。
8. 教職員は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、さらには、研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し行動する。

(注) ここでいう「公的研究費」には、国や独立行政法人から交付される研究費の他、私立大学における私学助成金などのうち、研究活動に使用した資金（学内研究費）も全て含む。